

○三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会設置条例

平成19年3月28日

条例第6号

改正 平成21年 3月 3日 条例第3号

平成24年2月28日 条例第1号

平成29年3月24日 条例第3号

平成31年3月29日 条例第5号

(設置)

第1条 三豊市における男女共同参画社会の形成を推進するため、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第138条の4第3項](#)に基づき、三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成を推進するための施策の検討及び推進に関する事項
- (2) 三豊市男女共同参画プランの策定に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係諸団体の構成員
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 [前条第2号](#)に規定する委員は、委嘱時の職を退いたときは委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長はその議長となる。

(意見の聴衆等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民環境部人権課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に廃止前の三豊市男女共同参画社会作り推進協議会設置要綱(平成18年三豊市告示第230号。以下「廃止前の要綱」という。)の規定によりなされた行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 [第4条](#)の規定にかかわらず、廃止前の要綱の規定により、委嘱を受けた者の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則(平成21年条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第1号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第3号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第5号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。